

序章 計画の概要

1 改定の背景

「東京都臨海部地域公共交通計画 令和3年3月」（以下「既往計画」という。）策定においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）開催等をきっかけとした上位・関連計画改定並びに臨海部の交通ネットワーク及び移動サービスの展開状況を鑑み、基本方針、計画目標及び公共交通施策を取りまとめた。

その後、コロナ禍やその影響による働き方や生活様式の変容、都市開発による都市機能の集積、更には国内外来訪者の急増等による更なる公共交通サービスをはじめとする移動手段の確保が課題となっている。

このような情勢変化の中、臨海部及び都心部における現況・課題を再整理し、それら課題を改善するため、「東京都臨海部地域公共交通計画 令和8年3月」（以下「本計画」という。）にて、基本方針、計画目標及び公共交通施策を再構築し、取りまとめるものである。

2 計画の目的

東京駅周辺、新橋・虎ノ門周辺の都心部及び勝どき、晴海、豊洲等の臨海部では、開発等により都市機能が集積するとともに、基幹交通となる東京BRTの路線サービス拡充が進展している。

本計画は、都市づくりの進展に伴う人々の移動需要の変化、訪日外国人を含めた来訪者の増大等に対応した移動サービスの提供を目指し、都市づくりと整合した公共交通網の構築を目的とし、臨海部及び都心部における公共交通のマスタープランとして改定するものである。

3 計画の位置づけ

本計画は、既往計画策定以降の法改正や上位計画の改定等を踏まえ、中央区、港区及び江東区（以下「関係3区」という。）の地域公共交通に関する計画と整合を図り、臨海部及び都心部における地域公共交通のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けた取組を取りまとめるものである。



図序 1-1 計画の位置づけ

4 計画区域

東京臨海部の交通圏は、都心部、さらには都心部を通過点として周辺地域へと広がっている。そのため、隣接する都心部に加え、周辺へとつながる広域公共交通（JR 東日本、東京メトロ（東京地下鉄）、都営地下鉄（東京都交通局）、東京臨海高速鉄道等）との接続地点を含むエリアを、本計画の計画区域（以下「計画区域」という。）とする（下図参照）。



図序 1-2 計画区域

5 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

なお、事業の実施、計画の達成状況の評価等を踏まえ、必要に応じて、計画を見直す。